

長生村議会映像配信に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長生村議会基本条例（平成21年長生村条例第20号）に基づき、長生村議会（以下「議会」という。）の公平性及び公正性を保持し、村民に開かれた議会を推進するため、議会の会議の映像配信に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 録画映像 会議の様態を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) 映像配信 録画映像を編集後、インターネット等を利用して公開することをいう。

(映像配信を行う会議)

第3条 映像配信を行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 議場で開催される定例会。ただし、当分の間は、一般質問のみとする。
- (2) 議場で開催される議会報告会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める会議

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第115条第1項ただし書の規定により秘密会とされた会議の映像配信は、行わない。

(録画映像の編集)

第4条 映像配信においては、次の各号のいずれかに該当する部分は、編集して配信するものとする。

- (1) 議長が取消しを求めた発言
- (2) 長生村議会会議規則（平成21年長生村議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第63条の規定により取り消された発言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が映像配信を行わない特別な理由があると認めるもの

(映像配信の中止)

第5条 議長は、不測の事態、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、映像配信を中止することができる。

(映像配信に関する権利)

第6条 映像配信に係る文書、画像及び音声に関する権利は、議会に帰属する。

2 映像配信の内容を議長の許可なく他に使用することを禁ずる。

3 前2項の内容は、議会のホームページに明示する。

(免責)

第7条 議会は、映像配信を利用したこと又は映像配信の情報を使用したことに起因する損害の発生について一切の責任を負わない。

2 前項の内容は、議会のホームページに明示する。

(映像配信の位置付け)

第8条 映像配信は、法第123条及び会議規則に規定する会議録ではない。

2 前項の内容は、議会のホームページに明示する。

(傍聴人への対応)

第9条 傍聴人に対しては、傍聴人自らの映像及び音声映像配信により広く一般に公開されることについて、あらかじめ承諾を得るための措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、映像配信に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年3月12日から施行する。